

## ○ ご議論の前提として

- ・ 「危険な盛土」としてどのようなものを対象とするか。（例：崩落の可能性があるもの、崩落により人家等への影響があるもの、廃棄物混じりのもの等）
- ・ 廃棄物がない土は資源として有効利用し、廃棄物混じりの土は分別して廃棄物は適正処理するという土の取扱いについて、どのように考えるか。

## ○ 既存の危険な盛土に対するハード・ソフト対策のあり方について

- ・ 危険な盛土について、速やかな対応を考えると、行為者による履行を求めるのみでよいのか。
- ・ 緊急性を有する盛土については、今後の豪雨等に備え、一刻も早く対策が必要ではないか。
- ・ 安全性を確保するためにどのような対策が必要か。また、安全性を確認するための措置が必要ではないか。

## ○ 危険な盛土を防止するための仕組みのあり方について

- ・ 盛土に関する現行法（宅造法、森林法、農地法等）の課題は何か。また、課題を解決するためにどのような対応が必要か。
  - ✓ 規制の対象範囲の観点
  - ✓ 責任の所在と罰則の観点
  - ✓ 安全性確保措置の観点
  - ✓ 地域の実情等を反映する仕組みの観点
  - ✓ その他
- ・ 建設工事から発生する土（廃棄物がないもの）が安全に利用されていくためにどうすべきか。
- ・ 建設工事から発生する土（廃棄物混じりのもの）のマニフェスト管理等の運用をどう徹底していくべきか。
- ・ 盛土への廃棄物の混入を防止するため、どのような対策が必要か。
- ・ 法令に違反する悪質な盛土行為を抑止・対処するには、どのような行政の体制等が必要か。

## 課題となる盛土の例



### <事例①>

- ・ 盛土土量：約 8 万m<sup>3</sup>
- ・ 関係法令：条例

#### (状況)

- ・ 平成 16 年頃に把握し、自治体から行為者に対し条例に基づく措置命令を実施してきたものの、是正されない状況。
- ・ 平成 24 年、行為者に対し土砂条例違反で刑事告発し、刑が確定した。
- ・ 平成 24 年に一部に崩壊（写真中央部）し、河川に土砂が流入したため、平成 25 年に行政代執行法に基づき、河川の改修工事等を実施した。



### <事例②>

- ・ 盛土土量：約 2 万 m<sup>3</sup>
- ・ 関連法令：条例

#### (状況)

- ・ 平成 23 年頃に把握し、条例の許可を受けずに盛土を行ったため、自治体から行為者に対し措置命令を実施してきたものの、是正されない状況。
- ・ 平成 31 年、行為者に対し土砂条例違反で刑事告発し、刑が確定した。
- ・ 災害防止措置もされていない。

## 課題となる盛土の例



### <事例③>

- ・ 盛土土量：約 2,000 m<sup>3</sup>
- ・ 関連法令：条例

(状況)

- ・ 令和3年6月、条例に基づき申請されたが、許可通りの造成内容となっていない。
- ・ 同月、許可権者及び道路管理者から行為者に対し、是正指導（土砂撤去）がなされたものの、撤去に至っていない。
- ・ 令和3年6月の豪雨により、近接する道路に盛土土砂が流出し、道路を横断して民有林にも損傷が発生。